第6章 計画検討のながれ・推進体制

公共施設保全計画は、①長期的視点に立って、将来60年間の平準化させたライフサイクルコスト(LCC)から前半30年間の長期計画予定を抽出し、②予定耐用年数など検討しながら、10年間の保全の方向性を決定する中期計画、③財政計画の計画期間と整合した5年間の短期計画を策定し、④短期的視点に立って、次年度の具体的な工事の内容・実施方法を決定します。短期計画については、最新の情報を反映して、毎年度更新を行います。

(1) 計画の種類

『別府市公共施設再編計画』における適正配置計画の方針を反映させた上で、将来 60 年間の L C C を収集した諸条件を適用し、機械的に算出します。これは、存続を前提とした施設における概算維持保全費用を算出し、長期的な支出を平準化することを目的としたものです。

平準化したLCCの前期30年間を保全計画の長期計画期間と定めます。

① 長期計画 (30年)

ここで、緊急性の高い工事については、予め前倒しを図った上でのシミュレーションを再度行います。中期計画、短期計画の土台となる計画をここで作成することになります。

② 中期計画(10年)

長期計画で得られた維持保全費用算出結果をベースとし、中期的なコスト削減、費用平準化を目的として、『別府市公共施設再編計画』と随時策定予定のエリア毎個別計画を反映させた、必要な工事の抽出を検討します。

中期計画は10年毎3期に分けて計画し、エリア毎個別計画と短期計画に合わせて、10年毎に見直します。

③ 短期計画 (5年)

中期計画で得られた維持保全費用算出結果をベースとし、コスト削減、費用平準化を目的として、必要と判断される工事の抽出、および工事の前倒しや後ろ倒しといった整備の方向性を検討します。また、この段階で現地調査、ヒアリング調査結果から緊急性の高い工事を抽出します。

劣化診断やヒアリング調査による優先度設定結果を踏まえ、必要な工事を抽出することにより 具体的に保全費用の平準化と工事の実現性を確認します。併せて実施予定の工事について、必要 な施工範囲や経費削減等につながる他工事の同時施工について検討します。

短期計画は前後期に分けて計画し、5年毎に見直します。

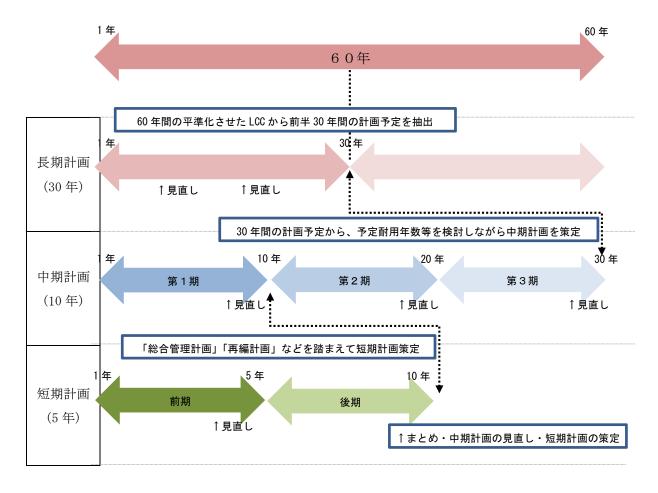


図6-1 計画期間のイメージ

(2) 実施計画

短期計画において検討・決定した工事を実施するためには、現場に即した詳細な工事内容・時期を考慮・反映した計画を策定する必要があります。実施計画の立案時には、専門家による法定点検結果や、毎年実施する各施設からの自主点検報告を基に、技術職員による現地確認を行い、マネジメント担当課、財政担当課、営繕担当課、各施設所管課との協議により、必要と判断される工事について実施計画に反映していきます。

実施計画は3か年計画としますが、工事の緊急性、財政的・政策的視点から、毎年見直しを行います。

(3) 各部局の役割

① 公共施設マネジメント担当課(公民連携室)

公共施設マネジメント担当課は、政策担当課・財政担当課と連携し、将来の公共施設のあり方について協議・調整を行うとともに、別府市総合計画と市の財政状況に合わせた実施可能な長期保全計画の策定をします。

長期保全計画をもとに、中・短期保全計画について具体的な検討を行い、各計画を策定します。 中期保全計画は、別府市総合計画に合わせて、10年毎に見直します。

② 施設所管課

年1回以上の施設点検や、日常的な施設の不具合・劣化状況を把握し緊急性が高い修繕は、営繕担当課と連携し、施設の安全確保に努めます。また、点検結果や、光熱費などコスト情報、利用状況など、施設カルテの情報を常に最新のものとするよう運用し、ファシリティマネジメントの視点に立った施設管理に取り組みます。

修繕・改修・建替の予定については、施設所管課と政策担当課・財政担当課・公共施設マネジメント担当課とで協議し、決定します。

③ 営繕担当課(建築住宅課·公園緑地課·道路河川課·温泉課)

施設所管課に、技術的視点のもと、施設保全に関する技術的助言・支援を行い、施設所管課と 連携して施設の適正管理に取り組みます。

また、必要な施工範囲や工法等の検討により、施設の状況に合わせた、最小の費用による適正な営繕業務を行います。

④ 財政担当課(政策推進課)

政策担当課が策定する別府市の政策や財政状況に合わせ、公共施設に係る投資可能額の検討・ 調整をし、市の財政計画の中で、保全に関する実施計画を策定します。

⑤ 政策担当課(政策推進課)

政策的観点から、総合計画に基づき、公共施設マネジメント計画における総合的な判断を行います。

⑥ 危機管理担当課(危機管理課)

防災の観点から施設に必要とする機能などの性能を策定・提案し、政策担当課・財政担当課・ 公共施設マネジメント担当課と、各施設に整備する防災機能を協議します。

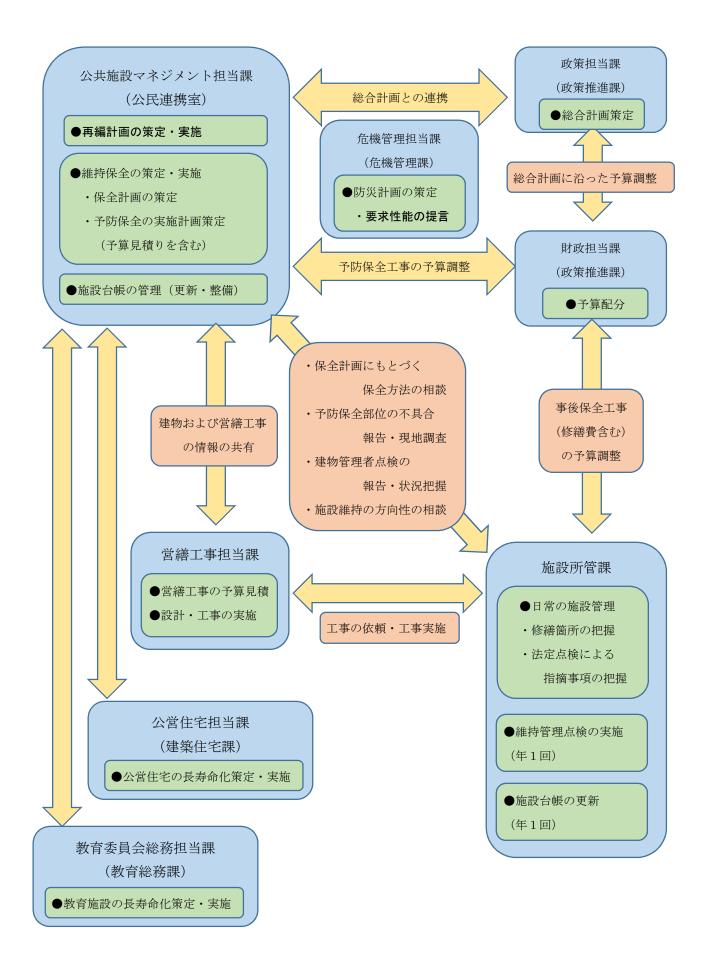


図6-2 保全計画推進体制のイメージ

